

# 00000JAPAN ロゴ利用規定



一般社団法人 無線 LAN ビジネス推進連絡会

(第 2.0 版)

## 【改定履歴】

版	発行日	内容	
1.0	2019/9/1	-	・ 初版
2.0	2024/4/1	第 3 章	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当法人非会員による利用条件を追記</li><li>・ エリアサインとしての利用条件を追記</li><li>・ 当法人制作ポスター/チラシ類の提供/利用条件を追記</li><li>・ 規定で定める利用目的以外での利用を希望する場合の取り扱いを追記</li></ul>

## 第1章. 目的

00000JAPAN ロゴ利用規定（以下「当規定」という）は、一般社団法人 無線 LAN ビジネス推進連絡会（以下「当法人」という）が所有する 00000JAPAN ロゴ（以下「当ロゴ」という）の使用に関する基本的なルールを定めます。

当ロゴの利用を希望する者（以下「利用者」という）は、当規定に従う場合に限り、当法人によりその利用が許諾されます。

## 第2章. 権利帰属

当ロゴに関する一切の権利（著作権、商標権等含みます）は、すべて当法人に帰属します。

## 第3章. 利用者と利用目的

当ロゴは原則当法人の会員のみが利用可能で、利用者の会員区分によって以下の通り利用目的が制限されます。

利用目的	会員区分	プレミアム 会員	正会員	準会員	特別会員	非会員
営利目的の对外資料/ ホームページ等への掲載/ 利用		○	○	× <sup>(※1)</sup>	×	×
非営利目的の对外資料/ ホームページ等への掲載/ 利用		○	○	○	○	×
会員企業/団体内限りの 資料等への掲載/利用		○	○	○	○	×
エリアサインとしての利 用 <sup>(※2)</sup>		○	○	○	○	○
当法人制作ポスター/チ ラシ類の提供/利用 <sup>(※3)</sup>		○	○	○	○	×

※1：会社法の定めによる親会社がプレミアム会員の場合、準会員である子会社 1 社に限り、営利目的での掲載/利用が認められます。

※2：00000JAPAN が利用できるエリアであることを示す為の利用に限ります。

※3：ポスター/チラシ類は印刷物での提供を約束するものではありません。デザインデータのみ提供の場合があります。

前述の利用目的以外での利用を希望する場合、利用者は都度当法人へ利用の要否、利用方法を確認し、それに従うものとします。

## 第4章. 利用方法

利用者は第3章の利用目的の範囲、且つ「別紙1：利用基準」の定めに従って利用しなければなりません。

## 第5章. 禁止事項

以下に該当する場合は、当ロゴの利用を禁止します。

- a) 00000JAPAN 及び 当法人のイメージを損なう または 当法人がそう認める場合
- b) 公序良俗に反する場合
- c) 当法人の事前の許諾を得ることなく、前述の利用目的以外へ利用する場合
- d) 当ロゴの加工/改変を含む、利用基準を逸脱して利用する場合
- e) 当ロゴを他の商標やロゴ等の一部として利用する場合
- f) その他、当法人の裁量において、その利用が不適切と判断された場合

## 第6章. 当法人の権利

当法人は、利用者が当規定に違反して当ロゴを利用していると認めた場合、又は当法人が必要と判断した場合、利用者に対して、当ロゴの利用停止指示 または 当法人が必要 且つ 適切と判断する措置の指示を講じることができるものとします。

## 第7章. 利用者の責任

当ロゴを利用した場合、利用者は当規定の全て承諾したものとし、必要に応じて講じられる当ロゴ利用に係る当法人の指示に従うものとします。

利用者は、当ロゴを利用したことに起因して（当法人がかかる利用を原因とするクレーム等を第三者より受けた場合を含みます）、当法人が直接的 または 間接的に何らかの損害を被った場合、当法人に対し、その被害を補償しなければなりません。

## 第8章. 免責

当法人は、当ロゴに起因して利用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第9章. 掲示

当規定は当法人ウェブサイト内の適宜の場所に掲示し、当法人の会員か非会員かにかかわらず閲覧できるものとします。

## 第10章. 変更

当法人は、当法人が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、当規定を変更することができるものとします。変更後の当規定は、当法人ウェブサイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとします。

利用者は、当ロゴを利用し続けることで、変更後の当規定に同意したものとみなされます。

## 第11章. 協議

本規定に定めのない事項について疑義や紛争が生じた場合、利用者と当法人は誠意をもって協議解決するものとします。

## 第12章. 準拠法と裁判管轄

当規定の準拠法は日本法とします。協議にて解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

発行日：2019年9月1日（第 1.0 版）

改定日：2024年4月1日（第 2.0 版）

別紙 1 : 利用基準 (1/2)

① 種類

a) 標準型



b) 縦型



c) 横型



② 表示色



R : 0

G : 166

B : 210



R : 0

G : 160

B : 97



R : 0

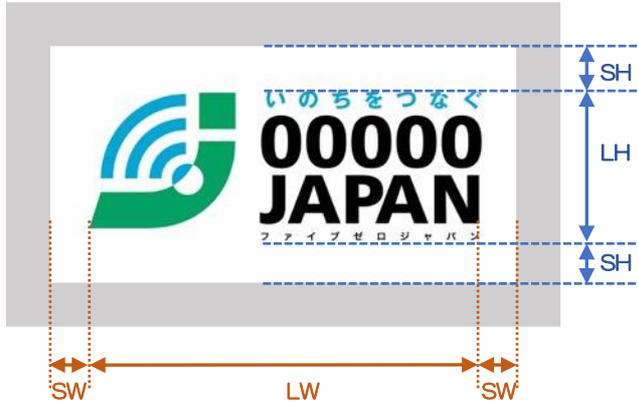
G : 0

B : 0

別紙 1 : 利用基準 (2/2)

③ 余白

a) 標準型



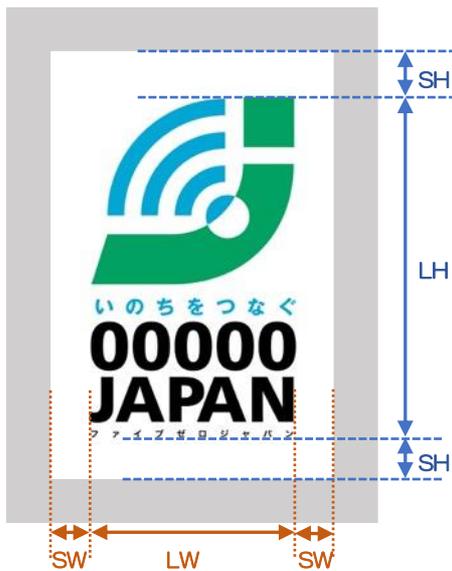
縦方向

LH : ロゴ部分の高さ  
 SH : 縦方向の余白  
 (LH の 25%以上)

横方向

LW : ロゴ部分の高さ  
 SW : 縦方向の余白  
 (LW の 10%以上)

b) 縦型



縦方向

LH : ロゴ部分の高さ  
 SH : 縦方向の余白  
 (LH の 15%以上)

横方向

LW : ロゴ部分の高さ  
 SW : 縦方向の余白  
 (LW の 25%以上)

c) 横型



縦方向

LH : ロゴ部分の高さ  
 SH : 縦方向の余白  
 (LH の 25%以上)

横方向

LW : ロゴ部分の高さ  
 SW : 縦方向の余白  
 (LW の 5%以上)